

提出いただいた意見とそれに対する県の考え方（パブコメ）

1 意見の募集期間 平成 29 年 12 月 19 日(火)から平成 30 年 1 月 18 日(木)まで

2 意見の件数 5 人 15 件

3 意見の内容と県の考え方

(1) 「第 1 部第 1 編第 5 章 計画の推進方法」に関するもの

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	当該計画について、いつ、どの程度の頻度でどの部署がどの様にして目標管理・進捗確認・計画の修正等を行なうのか明示してほしい。	本計画の目標管理・進捗確認等については、「計画の推進方法」において、医療審議会等で1年毎に施策等の進捗状況の報告及び評価を行うとともに、必要に応じて施策等の見直しを行うなど、その達成に向けた取組を進める旨、記載しています。

(2) 「第 2 部第 3 編第 1 章 救急医療」に関するもの

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	第 3 編 5 事業第 1 章 救急医療 143 ページの図について、「救命後の医療」や「在宅等での生活」で一方通行の終着点ではなく、それらの場所から再度戻っていく矢印が必要であり、逆向きなので時間の流れに逆行するというのであれば右に再度「救護」を付けていただければと考える。	ご意見を踏まえ、修正しました。

(3) 「第 2 部第 3 編第 3 章 へき地医療」に関するもの

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
3	162 頁の表 4 のへき地医療協力医療機関に、最所クリニックは入らないのか。(祝島診療所で週 2 回診療を行っている)	ご指摘のとおり、最所クリニックはへき地医療協力医療機関の認定要件（6 カ月以上のへき地支援実績）に該当しており、へき地医療協力医療機関として認定を行い、表 4 を修正しました。

(4) 「第2部第4編 在宅医療」に関するもの

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	開業医に在宅医療を担うゆとりや体力はなく、結局在宅医療の担い手は看護師に押し付けることになり、「みとり」という医療者や行政側の位置づけで、終末期の医療や看護が「手抜き」されることにならないか。在宅医療が可能なのは、家族に健常者があってのもので、高齢者の独居が激増することが想定される山口県では困難が予想され、とても不安である。	在宅医療の推進については、訪問診療に取り組む医療機関の拡大に努めるとともに、多職種連携体制の確保により、在宅医療提供体制の充実に努めてまいります。

(5) 「第3部第1章 医師」に関するもの

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
5	医療提供体制のことでは、医師の確保が急務で、長期的計画を立てて確保しなければ実現が不可能と思える。産科や小児科など、医師の過重労働を緩和するためだけでも3割増の増員が必要である。	医師確保対策については、若手医師が減少している等の現状も踏まえ、医師養成過程に応じた総合的な対策を実施してまいります。

(6) 「第3部第5章 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士」に関するもの

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
6	圏域による理学療法士・作業療法士・言語聴覚士数の差が著しいことから、地域によるサービス格差が生じることにならないか不安であり、人口比から充足率についての検証が必要と考える。	今後の業務の参考にさせていただきます。
7	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、毎年合計260人を育成しているようだが、いずれも私立の専門学校教育であり、高等教育に必要な学費等も公立と私立では大きく違うため、県内で優秀な人材を育成していくために公立大学への養成課程の設置が必要ではないかと考える。	今後の業務の参考にさせていただきます。

(7) 表記に関するもの

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
8	専門用語については、資料末に用語解説を付記してほしい。	ご意見を踏まえ、分かりやすい表記に努めました。
9	図面・表については、通番を設定してほしい。	分かりやすいよう「各章ごとに」通番を設定しています。
10	年次把握が誰でもできるよう、年代は元号西暦併記してほしい。	ご意見を踏まえ、年号については西暦を併記するよう努めました。

(8) 意見募集の実施方法に関するもの

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
11	意見募集期間に年末年始も含めた上で、同時期に関係し合うであろう6案件を同時実施、資料総ページ数は600頁を越す案件を、通常と同様の1ヶ月の期間設定は明らかに短い。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。この時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示してほしい。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、期間延長等は考えておりません。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。 頂いたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
12	今回の意見募集の広報・記事取扱いがどの程度あったのか、後々、「広報が十分になされたか」を判断する為にも、一般県民が広く目にする新聞にどう広告したか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示してほしい。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月25日の中国新聞、山口新聞及び12月26日の宇部日報に掲載)により広報に努めました。
13	県広報誌に、当パブリック・コメントの記事、パブリック・コメント全般の記事・記載は無かったと記憶しているが、未記載理由を明示してほしい。	県広報誌は、隔月発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。
14	今回の案件は「県からのお知らせ」に掲載があったが、多くの意見募集案件について県広報誌や「県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント(県民意見募集)についてや、パブリック・コメント(県民意見募集)全般に関する記事が掲載されていない理由を明示してほしい。	いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
15	パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思う。	